

# 浄化槽をお使いの みなさんへ

foreign  
language



発行：富士市浄化槽連絡協議会

事務局 富士市役所上下水道部生活排水対策課

(富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎6階)

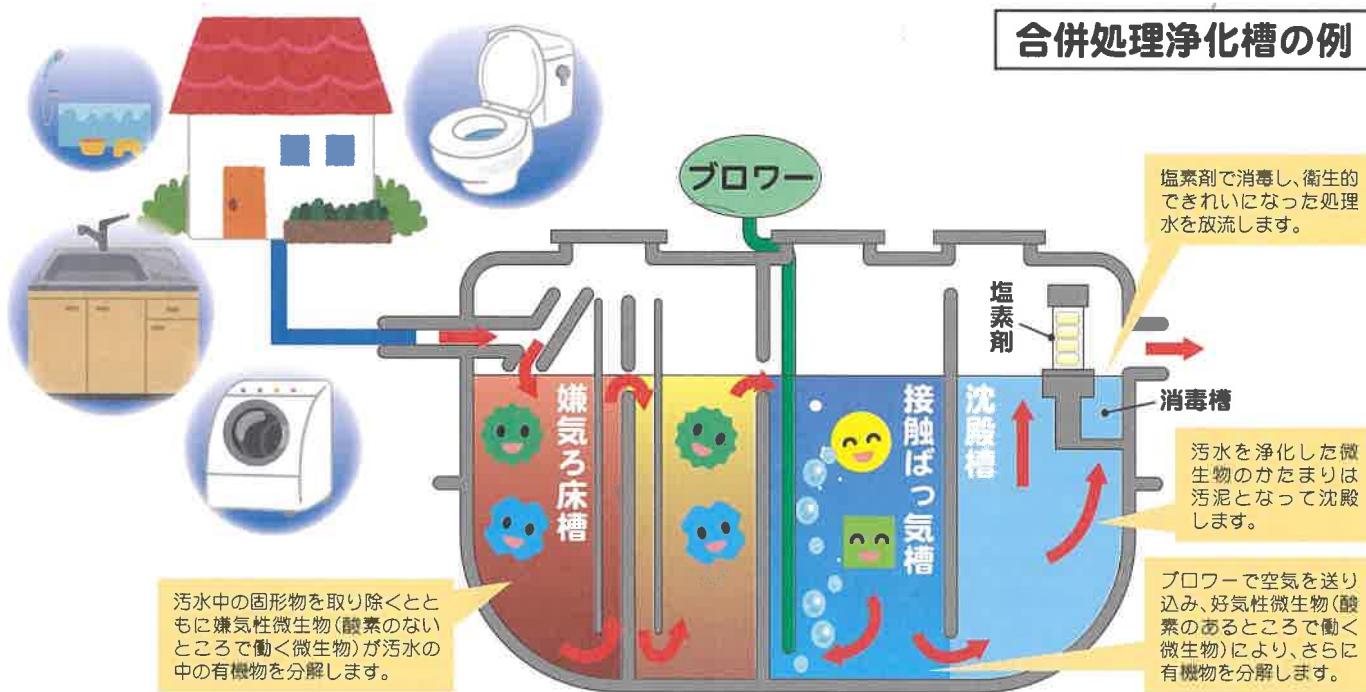
☎ 0545-67-2850 ☎ 0545-67-2897

e-mail: seikatuhausui@div.city.fuji.shizuoka.jp

## ご存じですか？浄化槽で水がきれいになるしくみ

浄化槽は、くみ取トイレのように汚物や汚水を一時的に溜めておくものではなく、水の汚れを独自に処理し、放流できるレベルまで清潔にして、側溝などへ流す設備です。浄化槽の中では、微生物が汚れの成分を分解しています。その働きを適正に保ち、安全な処理をするため、定期的にプロワーの調整、機器の洗浄、汚泥の引き抜き、消毒剤の補充等を行う必要があります。

浄化槽の維持管理が滞り、微生物の働きが弱かったり、消毒剤がなくなっていたりすると、人や環境に有害な水が放流される危険性があります。



### 浄化槽を使う人の法的な3つの責務 清掃・保守点検・法定検査

トイレの水洗化とともに浄化槽は日本全国に急速に普及しましたが、施工や管理にはらつきがあったことなどが社会問題化し、昭和58（1983）年に浄化槽法が成立しました。浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」とし、右のことを義務として定めています。

### 浄化槽法第10条

- ・浄化槽の清掃と保守点検を、毎年、法律で定められた回数について行い、その記録を3年間保存しなければならない。→ 2ページへ

### 浄化槽法第7条、第11条

- ・指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。浄化槽設置後一定期間内に最初の検査（7条）を行い、翌年から毎年一回定期検査（11条）を行う。→ 3ページへ